

平成21年第5回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成21年11月25日 午前10時00分 開会
午後 4時27分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	大 武 勇 吉
企 画 部 長	森 川 重 裕	市民生活部長	安 川 登
都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗	保健福祉部長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	正 田 貴 一
消 防 長	中 島 克 比 虎	会 計 管 理 者	森 田 源 千 代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 3番 岡 本 吉 司 16番 西 川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第56号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することにつ

いて

日程第4 議第57号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

日程第5 議第58号 葛城市一般職の職員ゝ給与に関する条例等ゝ一部を改正することについて

日程第6 議第59号 葛城市企業職員ゝ給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

日程第7 議第60号 平成21年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について

日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会ゝ閉会中ゝの継続調査について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成21年第5回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、平成21年第5回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、議第56号から日程第7、議第60号までの5議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。本日、平成21年第5回葛城市議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しいところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づきまして、招集をお願いいたしましたところでありまして、議員の皆様方には深いご理解をいただき、改めて感謝を申し上げます。

なお、本日提案いたします案件につきましては、平成21年の人事院勧告に基づく給与と条例の改正が4件と、一般会計補正予算が1件で、あわせて5件となっております。提案時に内容説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、召集に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

下村議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、岡本吉司君、16番、西川弥三郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告をお願いいたします。

寺田議会運営委員長 平成21年第5回葛城市議会臨時議会に当たりまして、去る11月17日、議会運営委員会を開催いたしまして、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてのご報告をいたしたいと思っております。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、議第56号から日程第6、議第59号までの4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議

第56号から議第58号までの3議案を総務文教常任委員会に、議第59号議案を民生水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第7、議第60号議案につきましては、上程いたしまして、その内容説明を受け、質疑まで行い、総務文教常任委員会に付託いたします。

そして、本会議休憩中に総務文教常任委員会及び民生水道常任委員会を開催し、付託議案について審議をいただきます。委員会終了後、午後4時より本会議を再開し、委員長報告を受けた後、質疑を行い、討論・採決を行います。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてご議決いただきます。

最後に、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日11月25日の1日としたいと思います。

以上でございます。皆様のご理解をお願いいたしまして、報告終わります。

下村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第56号から日程第6、議第59号までの以上4議案を一括議題といたします。本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第56号から議第59号までの4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本4議案につきましては、平成21年の人事院勧告を受けまして、国においては完全実施の決定がなされ、一般職の国家公務員の給与改定及び特別職の国家公務員の期末手当の改正が行われます。本市におきましても、国家公務員に準じた措置を講ずるため、本4条例の改正を行うものでございます。

初めに、議第56号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、人事院勧告を受け、一般職の国家公務員に支給される本年12月の期末勤勉手当が引き下げられることに伴いまして、国の特別職に対し支給されます本年12月の期末手当につきましても同様に引き下げられるため、本市におきましても、国に準じた措置を講ずるため、本市の議会議員に対し支給する本年12月の期末手当の支給月数を現行の1.75月分から0.1月分を引き下げ、1.65月分の支給とするものでございます。

次に、議第57号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましても議第56号の議会議員の場合と同様に、本市の常勤の特別職に対し支給する本年12月の期末手当の支給月数を現行の1.75月分から0.1月分を引き下げ1.65月分の支給とするものでございます。

次に、議第58号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてでございますが、本案につきましても、一般職の国家公務員と同様の改正を行うものでございまして、第1条では、自宅にかかわる住宅手当を廃止し、12月に支給する期末手当の支給月数を現行の1.6月分から0.1月分引き下げ1.5月分とし、勤勉手当につきましても、0.75月分から0.05月分引き下げ0.7月分とし、再任用職員に対する期末手当といたしましては、0.85月分から0.05月分引き下げ0.8月分の支給とするものでございます。また、給料表につきましても、若年層の職員を除き、0.2%から0.3%の引き下げを行うものでございます。

第2条では、平成18年の条例改正により設けられた減給補償制度により支給されている給料月額を第1条による給料表の引き下げに準じて引き下げを行うものでございます。

最後に、附則におきましては、本条例の施行期日を12月1日とし、本条例により引き下げとなる給料等の調整措置を規定するものでございます。

次に、議第59号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましてもただいま一般職の職員の給与条例の改正でご説明で申し上げました自宅にかかわる住居手当の廃止に伴いまして、本条例からその支給対象職員の条文を削除するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議第56号から議第58号までの3議案は総務文教常任委員会に、議第59号議案は民生水道常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第7、議第60号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第60号、平成21年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてでございますが、本案につきましても歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,312万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億3,457万8,000円とするものでございます。補正の内容につきましても、現在全国で流行しております新型インフルエンザの重症化予防のための予防接種にかかわる負担金と補助金でございます。
以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議第60号議案は総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午後 4時00分

下村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き日程第3、議第56号から日程第6、議第59号まで、以上4議案を一括議題といたします。本4議案につきましては、休憩中に総務文教常任委員会並びに民生水道常任委員会が開催され、審議されておりますので、その結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員長より報告を求めます。

12番、赤井君。

赤井総務文教常任委員長 本日午前中の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました3議案につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第56号から58号までの報酬給与等に関する条例の一部改正についての3議案につきまして、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、葛城市には人事委員会もなく、労働組合もない状況で、職員の給与は地方公務員法に沿った生計費並びに国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされているが、人事院が決めたからという理由だけで給与を引き下げるということは、法に準じて職務を行う職業であるならば、その辺を十分考慮されるべきであると思うが、どのように考えているのかという問いに対し、人事院では膨大な調査資料に基づき今回勧告されたが、葛城市ではそれだけの企業もまたその事務をこなす職員の数もないということもあり、今まで国に準じた対応をとってきた。従来は、人事院勧告による給与改正については、専決処分という形をとらせていただいていたが、ことしの6月に人事院勧告を前倒しで減額の議決をいただいた。昨今の経済事情から、葛城市も人事院勧告を受け、給与の減額をしているという市民へのアピールという意味も込めた今、臨時会での議決をいただきたいと思うという答弁がありました。

この答弁に対して、人事院勧告に頼らず法律にのっとって市独自の判断を積極的にしていただきたいという要望がありました。

また、葛城市のラスパイレス指数は、平成20年で90.1と低い給与体系であるが、このことについてどのように考えているのかという問いに対し、これまで葛城市の給与については、将来考えていかなければならないと言ってきた。職員は、奉仕をする公務員といいながら、家族を養っていかなければならないので、時勢の流れということもあるので、すぐに上げることはできないかもしれないが考えていきたい。また、この年末までに中途採用の職員の給

与について、ほかの職員とのつり合いについて調査に取り組み、その水準について明確にし、それから職員の給与をどうするかということについて検討していきたいという答弁がありました。

また、今回持ち家に対する住居手当を廃止されるということだが、対象となる職員数または影響額はどれぐらいになるのかという問いに対し、影響額は平成21年12月からの4カ月分で26万円、対象職員数は26名であるという答弁がありました。

討論・採決については、議第56号、議第57号については討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議第58号については、賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でありましたが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員長より報告を求めます。

7番、藤井本君。

藤井本民生水道常任委員長 本日午前中の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました議案につきまして、休憩中に委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

議第59号議案についてであります。

質疑では、今回の条例改正の対象者は何人ぐらいいるのかという問いに対し、水道局では対象者はいない、一般職では26名が対象になるという答弁がありました。

また、人事院勧告に基づいた条例改正であるが、企業職員は地方公営企業法により当該公営企業の経営状況により決めることになっている。葛城市の水道事業を見ると、8,600万円の黒字であり、それは職員の努力によるものだと考えるが、その成果が反映されていない。なぜ、一般職職員と同じように住宅手当を廃止しなければならないのかという問いに対し、企業職員として採用されたものではないので、円滑な人事交流を図るという観点から一般職との給与の均衡を図るため、今回の条例改正をお願いするものであるという答弁がありました。

反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑は一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論・採決に入りますが、討論・採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第56号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって議第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって議第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議第58号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

4番、春木君。

春木議員 議第58号、葛城市一般職の給与に関する条例の一部を改正することについて、反対討論を行わせていただきます。

まず最初に、提案理由にかかわることでございます。本提案は、国の人事院勧告の実施に伴って提案されたものであり、葛城市のように人事院勧告の機関もまた労働組合もない自治体におきましては、公務員法第24条第3項の規定、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されていますが、これに従って提案されるべきであると考えますが、今回の提案はそうではないということであります。

とりわけ、国や類似する地方自治体に比べ、葛城市のラスパイレス指数は明らかに低い水準で推移しているにもかかわらず、今回の提案ではそのまま放置されているということでもあります。

また、特別職や議員が期末手当の減額にとどまっているのに比べて、一般職員は給与も4月にさかのぼって減額のこと提案されており、許されるものではないと考えます。

職員の給与は、職員が市民の公僕として持てる能力を十二分に発揮し、信頼を高めるためには必要な大切な要素と考えます。

今回の改正によって、職員の給与は0.2%から0.3%の範囲で削減をされ、しかも4月にさかのぼって実施されます。また、期末手当は、夏期手当が0.2カ月引き下げられたのに引き続き、0.15カ月引き下げられます。この改定によって、国家公務員レベルでは、平均年間給与は15万4,000円の減少、史上2番目の大きな引き下げと報じられております。葛城市でも、ほぼ同様な引き下げが推定をされ、職員の生活を圧迫することは明白であり、容認されるものではないと考えます。

さらに、持ち家の住宅手当の廃止は、地方自治体では国よりその影響は大きいと推定され、人事院勧告に追随すべきではないと考えられます。

以上でございます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、朝岡君。

朝岡議員 議第58号の葛城市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの改正につきまして、昨今の厳しい経済雇用情勢等を反映されて決定される民間の給与に準拠して決定することは、市民の理解を得られる適正な給与水準を確保するものとして定着をしており、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいとの人事院勧告を重く受けとめた国の措置に準じたものであり、妥当なものと考えているところでございます。

しかしながら、本市のラスパイレス指数は低い水準でもあり、今後市職員の皆さんの職務意識の低下にならないよう、このたびにおける給与等の引き上げによる十分な努力をいただくこと、そして市民への行政サービスに携わる適正な職員の人事の評価並びに配置等も十分今後検討いただくよう望んでおきたい、このような思いでございます。

以上のような意見を申し述べ、賛成の討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。

よって議第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議第59号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第59号の葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

企業職員は、本臨時会に同時に提案された議第58号の葛城市一般職員の給与に関する条例

等の一部改正に準じ、若年層など一部を除き、給与表の0.2から0.3%の引き下げ、12月期の期末勤勉手当の支給割合を2.35カ月から2.2カ月へ0.15カ月の引き下げが行われ、さらに本条例の一部改正による新築または購入から5年以内の持ち家に対する月額2,500円の住居手当の廃止によって、平均年収は国家公務員と同様に15万円程度の減少となります。

このたびの改正は、平成15年に次ぐ過去2番目の大幅な減額であり、期末勤勉手当の引き下げ幅は過去最大となっています。一般職員と同様、企業職員にも耐えがたい生活困難をもたらすことは明らかであり、到底認めることはできません。

さらに、企業職員は地方公営企業法が適用される地方自治体が経営する企業の職員であり、地方公営企業法第39条、地方公務員法の除外適用において地方公務員法第24条、第25条、第26条等の規定は適用しないこととされています。また、地方公営企業法第38条給与の規定では、地方公務員法の規定に追加をして当該公営企業の経営状況を考慮して定めなければならないと、公営企業の経営状況が明記されています。

これらの法の趣旨は、地方公務員の給与決定に準ずることを求めたものではなく、公営企業の独立性、自主性を尊重したものであると考えるべきであります。

何よりも11月20日の国会本会議における原口総務大臣の住居手当の廃止を強制するものでは断じてないということを申し上げますとの答弁は、地方自治体、地方公営企業の職員の給与は、給与条例主義にのっとり地方自治体のみずからの責任で自主的に決定すべきだと言っているのではないのでしょうか。

人事院勧告に基づいて国家公務員の給与改定が行われることに準じて、持ち家住居住宅の住居手当の廃止を実施することは、地域の実情や職員の低い給与水準、公営企業の経営状況を考慮したとは到底思えないものであり、賛同できないものであります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

13番、川西君。

川西議員 議第59号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、近年の厳しい経済、特にデフレ化、また株価の下落等による経済状況、それに伴います雇用情勢により民間の給与の悪化により、公務員と民間との給与比較において民間の給与に準拠した適正な給与水準を確保することが望ましいとの人事院勧告を受けての国の措置に準じた改正であります。

妥当なものであると考えて賛成討論といたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。

よって議第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議第60号議案を議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井君。

赤井総務文教常任委員長 総務常任委員会に付託されました議第60号議案につきまして、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、市の助成により生活保護世帯並びに非課税世帯の対象者4,700人が新型インフルエンザ予防接種を受けられるということだが、予防接種を受けられるまで告知も含めてどういった手順で予防接種を受けられるのかという問いに対し、12月広報で周知し、健康福祉センターまたは保健センターで申請いただき、生活保護世帯並びに非課税世帯の確認を行い、利用券を発行し、北葛城郡の医師会と契約を結んでいる受託医療機関で予約していただき、予防接種を受けてもらうという流れである。また、11月6日から既に接種された妊婦等の重篤な方に対しては、領収書を持参していただき、還付請求していただき、指定の口座に振り込ませていただく手順になっているという答弁がありました。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたし

ます。

各常任委員長並びに議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には早朝より慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、来月には12月定例会も控えておりますので、引き続きご協力よろしく願いいたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日開会となりました平成21年第5回葛城市議会臨時会の全日程を終えていただきまして、閉会となったところでございます。臨時会に提案をいたしました議案につきまして、皆様に慎重審議をいただきまして原案どおり可決いただきました。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

なお、議案審議の中においていただきました貴重なご意見、ご提言をしっかりと受けとめながら、執行に当たってまいる所存でございます。今後ともなお一層のご支援、ご指導賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日はどうもありがとうございました。

下村議長 以上で、平成21年第5回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後4時27分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長
下 村 正 樹

署 名 議 員
岡 本 吉 司

署 名 議 員
西 川 弥三郎